

おしらせ

各省庁における物品の製造・販売等に係る一般競争（指名競争）の入札参加資格（全省庁統一資格）を申請される方へ

平成 28 年 1 月 6 日以降、各省庁における物品の製造・販売等に係る一般競争（指名競争）の入札参加資格（全省庁統一資格）（以下、「本資格」という。）の審査においては、申請者が個人か法人かを問わず、申請書において『予算決算及び会計令第 70 条第 3 号に該当しない旨の誓約書・役員等名簿』欄の記入を義務づけています。

背景

国の調達における暴力団排除については、現在、各府省庁における調達の段階で入札の条件として実施されているところです。

平成 25 年 4 月 1 日、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）の改正を受けて、本資格を取得する申請段階及び資格の有効期間中の段階においても暴力団排除を徹底しているものです。

誓約書・役員等名簿欄記入の義務化

上記の背景から、平成 28 年 1 月 6 日以降、新たに資格を取得する場合や有資格者の資格情報の変更を行う場合（代表者の変更に限る）、申請書類の一部として「誓約書・役員等名簿」の提出を必須としています。

平成 30 年 11 月 26 日から添付書類削減の一環として、申請書項番 28「予決令第 70 条第 3 号に該当しないことの誓約」及び「役員等名簿」を記入する項目（以下「誓約書・役員等名簿欄」という。）を新設しましたので、当該期日以降は申請書本体に記入いただくようお願いします。

なお、申請が複数の場合でも、申請毎に「誓約書・役員等名簿」欄の記入が必要です。

記入された誓約書・役員等名簿欄から、予算決算及び会計令第 70 条第 3 号に該当すると判断された場合、「申請に対して資格を与えない」又は「有資格者の資格を取り消す」ことになります。

誓約書・役員等名簿の記入様式

誓約書・役員等名簿欄が追加された申請書及び記載例の記載された申請書記入要項（新規・更新申請）の電子ファイルは、調達ポータル操作マニュアルページに掲載されていますので、ご利用ください。

URL : <https://www.p-portal.go.jp/manuals#sec04>

※記入欄のうち「役員等名簿」に記載する役員等の範囲は、法人により異なりますが、申請書に添付する登記事項証明書（履歴事項全部証明書）に記載されている役員になります（一般社団法人等の「監事」や株式会社等の「監査役」等の、監査関係の役員を含めないこととします。）。個人の場合は、申請書に添付する納税証明書の名義人になります。

誓約書・役員等名簿欄に記載された個人情報の取り扱い

申請者及び「役員等名簿」に記載される者の個人情報は、誓約書に基づき暴力団関係者でないことの確認のために、警察庁へ提供することがあります。確認にあたり、個人を特定する氏名（フリガナ）、性別、生年月日の情報が必要であると指導を受けておりますので、「役員等名簿」は全ての欄に記載願います。また、別途、住所を照会することがあります。

なお、申請者及び「役員等名簿」に記載される者の個人情報は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号）に基づき適正に管理させていただきます。